

企業会計原則・同注解

目 次	頁
企業会計原則の設定について（昭和24年）	3
企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について（昭和29年）	4
企業会計原則の一部修正について（昭和38年）	4
商法と企業会計原則との調整について（昭和44年）	5
企業会計原則の一部修正について（昭和49年）	6
企業会計原則の一部修正について（昭和57年）	6

企業会計原則の設定について

昭和24年7月9日
〔経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告〕

目 的

一 我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速かに改められなければならない。

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

仍つて、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。

会計原則

二 1 企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般

に公正妥当と認められたところを要約したものであつて、必ずしも法令によつて強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当つて従わなければならない基準である。

2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基き財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となる。

3 企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

財務諸表の体系

三 企業会計原則に従つて作成される財務諸表の体系は、次の通りである。

- 損益計算書
- 剰余金計算書
- 剰余金処分計算書
- 貸借対照表
- 財務諸表付属明細表

(注) 現行商法の規定に基き、財産目録を作成する必要がある場合は、この原則に準じて作成するものとする。

財務諸表準則

四 財務諸表準則は、企業会計原則を適用した場合における財務諸表の標準様式及び作成方法を定めたものである。

企業会計原則及び財務諸表準則の 部分修正について

（昭和29年7月14日）
大蔵省企業会計審議会中間報告

一 企業会計原則及び財務諸表準則が中間報告として昭和24年7月公表されて以来、公認会計士制度並びに証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まって、我が国の企業会計が画期的改善の緒につくに至ったことは周知のとおりである。この中間報告の公表に際し、将来税法及び商法の改正にあたり、企業会計原則が尊重されるように要望したのであるが、昭和25年の改正法人税法並びに昭和26年の改正商法の規定には、企業会計原則の趣旨が相当程度反映されるに至った。しかしながら商法及び税法の改正の結果、企業会計原則及び財務諸表準則自体においても、部分的修正を要する個所を生じ、特に用語の不適當な点、字句の不統一な点等については、これを是正する必要が認められるに至ったので、本審議会はこれらの点に関する調査審議の結果をここに中間報告として公表することとしたのである。

二 企業会計原則及び財務諸表準則の制定に関しては、その全体系を網羅的に簡潔に叙述することを主眼としたため、その定義、注解等は一切これを付さない建前をとつたのである。しかし企業会計原則及び財務諸表準則のなかの重要な項目について、その意義、適用の範囲等に関し、解釈上疑義のある点が少くないので、今回これらの解釈を明らかにするため、本審議会は主要項目18を採り上げ、これに対する注解を付し、企業会計原則注解としてあわせて公表することとしたのである。

なお、この注解は、本審議会が調査審議の結果採用した暫定的な結論であるから、今後の慎重な研究にまつて更に補足修正するとともに、製造原価報告書の様式その他の重要項目に関する見解を随時公表し、江湖の批判を仰ぐ予定である。

企業会計原則の一部修正について

（昭和38年11月5日）
企業会計審議会

昭和24年7月に「企業会計原則」が公表されて以来、本審議会は、「監査基準」、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第一ないし第五、ならびに「原価計算基準」を公表して、企業会計制度の改善統一のための基礎を確立することにつとめてきた。

会計原則は会計処理の妥当性に関する規範であるから、商法の計算規定および税法における課税所得の算定に関する諸規定と密接な関連をもっているが、商法は債権者保護その他の見地から、法的に必要な範囲において会計に関する諸規定を設け、また、税法は課税所得の決定に関する根拠を明らかにするため会計諸基準について種々の規定を設けている。従つて、会計原則は法的規範たるこれらの諸規定とは立場を異にするが、基本的にはその間に一致点が見出されなければならないものである。当初企業会計原則を設定するに当たり、企業会計原則は企業会計に関係ある諸法令が将来において制定改廃される場合に、尊重されなければならない旨を要望し、さらに前述の意見書を公表したゆえんである。

このような要望が反映して、昭和25年に法人税法および商法の改正が行なわれ、さらに昭和37年4月に企業会計原則を大幅に取り入れた商法の改正が行なわれ昭和38年4月1日から実施されるにいたつた。しかし商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならないことになつたのである。

今回の企業会計原則の一部修正は、右の理由によると同時に、公認会計士に財務諸表監査の根拠を与え、また改正をせまられている証券取引法に基づく財務諸表規則の改正に資料を提供するため、

改正商法の計算規定の改正に対応して改正することを主眼とした。なお、できるだけ原価計算基準等を反映することにもつとめられけれども、会計原則自体の内部的な理由に基づく根本的改正は、将来にゆづるほかなかったのである。財務諸表準則の改正を延期したのも、今回の改正が応急的なものにすぎないという事情によるものである。

(付 記)

昭和24年公表の企業会計原則の前文「企業会計原則の設定について」のうち、財務諸表の体系における剰余金計算書は、利益剰余金計算書と読みかえるものとし、財産目録に関する付記は削除することとする。

商法と企業会計原則との調整について

昭和44年12月16日
大蔵省企業会計審議会報告

- 一 先般、法制審議会商法部会から公表された「株式会社監査制度改正要綱案」は、職業的専門家としての公認会計士による監査を商法にとり入れることを改正の主眼の一つとしている。本審議会としても、わが国企業経理の健全化のための方策としてこの制度が早期に実現されることを期待している。
- 二 「株式会社監査制度改正要綱案」による監査制度の円滑な実施を確保するためには、商法と証券取引法との会計基準を一致させることにより、両監査の実質的な一元化を図ることが緊要である。このため、本審議会は、本年2月以来、商法の計算規定と企業会計原則との調整問題について鋭意審議を進めてきたが、今般、別添のような企業会計原則の修正案をとりまとめるに至つた。
- 三 企業会計原則は、本来、関係法令の将来の改廃に際して提言するための根拠となるべきものであるが、今回の調整に当たっては、商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした。これにより

両者の間に残されている相違点は一掃されることになつたが、下記の諸点については、商法において所要の措置がとられることを考慮して企業会計原則修正案をとりまとめた。今後、関係方面においてこの修正案の趣旨を尊重し、格別の配慮がなされることを期待したい。

記

- 一 商法と証券取引法とにおける会計基準が一致し、同一の会計基準に従つて監査が行なわれることを明確にするための規定を商法に置くこと。「理由」 企業会計原則は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」であるから、商法の計算規定の解釈指針となるべきものであり、証券取引法上の監査においてもこの指針に基づいて取り扱われるものである。

しかしながら、商法と企業会計原則とのこのような関係が一般に必ずしも明確に理解されていない現状のもとでは、商法の監査制度に公認会計士監査をとり入れた場合には、扨るべき会計基準を巡つて無用の混乱を生ずるおそれがある。

したがつて、商法上の監査と証券取引法上の監査を一元化し、その円滑な実施を図るためには、商法と証券取引法との会計基準が一致し、同一の会計基準に従つて監査が行なわれることを明確にする規定を商法に置く必要がある。

- 二 商法の計算規定において、従属会社株式については、低価法の適用を認めないこととすること。「理由」 投資有価証券は、投資目的で長期にわたつて保有される資産であるから、換金処分を予定する一時所有の有価証券のように時価を考慮した貸借対照表価額を付することは妥当でなく、かえつて企業の財政状態及び経営成績の適正な表示を妨げる結果となる。したがつて、投資有価証券については、取引所の相場のあるものであつても、低価法の適用を認めるべきではない。

商法としては、従来、投資有価証券の範

困が必ずしも明確でないという理由から、有価証券の評価方法を取引所の相場の有無によつて区別している。今回の修正案においては、投資有価証券一般については商法と同様に取り扱うこととしたが、このうち、従属会社株式は、支配従属関係を維持するための典型的な投資有価証券であり、かつ、そのことが外形上も明確であるので、投資有価証券本来の評価原則を適用し、低価法を認めないこととした。「株式会社監査制度改正要綱案」において支配従属会社の範囲を明確に定義したこととの関連においても、商法として所要の措置をとるべきであると考えられる。

三 企業会計原則修正案の趣旨にそい、法務省令「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」及び大蔵省令「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を修正し、両者の一致を図ること。

「理由」 商法上の監査と証券取引法上の監査との一元化のためには、両者の会計処理の基準のみでなく、財務諸表表示の基準についても一致を図る必要がある。

企業会計原則の一部修正について

〔昭和49年8月30日〕
企業会計審議会

一 「企業会計原則」は、昭和24年7月に、わが国の企業会計制度の改善統一のための基礎を与えることを目的として公表され、その前文において、将来、企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において「企業会計原則」が尊重されるよう要望していた。以来、「企業会計原則」の趣旨は、商法における計算規定及び税法における課税所得の計算に関する規定に逐次反映されてきたところである。

また、同じくその前文において、「企業会計原則」は公認会計士が財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となるべきことを述べているが、証券取引法に基づく財

務諸表の監査においては、当初から「企業会計原則」がその公正妥当な基準として実質的に機能してきており、「企業会計原則」に基づいて意見の表明を行うという公認会計士監査の実務は既に定着しているところである。

二 昭和49年4月2日に公布された商法の改正により、商法第32条第2項に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が設けられるとともに、大会社に対する公認会計士監査が実施されることとなつた。このため、公正なる会計慣行を要約したものである「企業会計原則」は、商法の計算規定の解釈指針として、また、監査制度の円滑な実施を確保するための基準として、重要な役割を果たすこととなつたのである。

三 このような情勢の展開に備えて、本審議会は、昭和44年12月、「企業会計原則修正案」を公表したが、その後における諸般の事情を考慮して、さらに必要な見直しを行い、慎重審議を行つた結果、別添のとおり、「企業会計原則」の一部修正を確定することとした。この「企業会計原則」が商法の計算規定の解釈指針としての機能を適切に果し、かつ新しい監査体制のもとにおける基準となることを期待する。

四 今回の修正により、「企業会計原則」によつて作成される財務諸表は、次のとおりとなる。

損益計算書
貸借対照表
財務諸表附属明細表
利益処分計算書

企業会計原則の一部修正について

〔昭和57年4月20日〕
企業会計審議会

一 昭和56年6月の商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正により、商法の計算・公開等に関する規定の改正が行われたが、この改正事項には「企業会計原則」に関係する事項が含まれている。

本審議会は、商法等の改正を機会に「企業会

計原則」について見直しを行い、別添(1)のとおり「企業会計原則」の一部修正を行った。

二 「企業会計原則」の一部修正には、企業会計原則注解18（負債性引当金について）及び同注解14（負債性引当金以外の引当金について）に関する修正が含まれているが、その修正の趣旨及び理由は、別添(2)の「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」のとおりである。

なお、「企業会計原則」の一部修正に伴い、本審議会が従来公表している監査基準・監査報告準則、連結財務諸表原則注解、中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表監査基準についても見直しを行い、別添(3)のとおり「企業会計原則」の修正事項に直接関係する事項について修正した。

三 本審議会は、「企業会計原則」が従前同様、企業会計の実務指針及び公認会計士の監査指針としてその機能を適切に果たすことを期待する。

企業会計原則

（昭和24年7月9日）
最終改正昭和57年4月20日

目次	頁
第一 一般原則	8
第二 損益計算書原則	8
第三 貸借対照表原則	13

〈過去の修正〉

〔編集部注〕

企業会計原則および同注解の〈過去の修正〉を各頁の右側に示している。企業会計原則等が、公表（施行）後、時代の要請等により修正を重ねていることの一端に触れられるよう収録している。

凡例

* 各条文の上に付した□数字は、次のことを示す。

24 昭和24年設定（昭和29年修正前）の関連原則文言

29 昭和29年修正（昭和38年修正前）の関連原則文言

38 昭和38年修正（昭和49年修正前）の関連原則文言

49 昭和49年修正（昭和57年修正前）の関連原則文言

57 昭和57年修正の新設原則文言

* 単純な表現整備のための、重要性の乏しいと考えられる文言修正については、その記載を省略している。

* 各修正前に示されていた事項については、21頁以下の【参考】にも掲記している。

第一 一般原則

[真实性の原則]

- 一 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

[正規の簿記の原則]

- 二 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注1)

[資本取引・損益取引区分の原則]

- 三 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。(注2)

[明瞭性の原則]

- 四 企業会計は、財務諸表によつて、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注1) (注1-2) (注1-3) (注1-4)

[継続性の原則]

- 五 企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注1-2) (注3)

[保守主義（安全性）の原則]

- 六 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(注4)

[単一性の原則]

- 七 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであつて、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

第二 損益計算書原則

(損益計算書の本質)

[損益計算書の本質]

- 一 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべ

* 昭和49年修正で下記の後段文言を削除し、注解注3へ移記。

正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。

- 38 一 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に発生したすべての収益とこれに

での費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

[発生主義の原則]

A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。(注5)

[総額主義の原則]

B 費用及び収益は、総額によつて記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによつてその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

[費用収益対応の原則]

C 費用及び収益は、その発生源から従つて明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

(損益計算書の区分)

[損益計算書の区分]

二 損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

[営業損益計算]

A 営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。

2つ以上の営業を目的とする企業にあつては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。

[経常損益計算]

B 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他営業活動以外の原因から生ずる損益であつて特別損益に属しないものを記載し、経常利益を計算する。

対応するすべての費用とを記載し、当期純利益を表示しなければならない。

*** 昭和49年修正で下記の後段文言修正。**

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用は、当期の損益計算に計上しなければならない。

未収収益は、これを貸借対照表資産の部に記載したときは、当期の損益計算に計上する。(注1)

24 B 損益は、総額により記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することにより損益計算書から除去してはならない。

38 二 損益計算書は、少くとも、営業損益計算と純損益計算とに区分しなければならない。

38 A 営業損益計算の区分は、当該企業の主たる営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。

2つ以上の営業を目的とする企業にあつては、その費用及び収益を営業別に細分して記載する。

38 B 純損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他主たる営業活動以外の原因から生ずる損益を記載し、当期純利益を計算する。

24 B 純損益計算の区分には、利息、割引料、有価証券売却損益その他主たる営業活動以外の原因より生ずる損益を記載する。

[純損益計算]

C 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等の特別損益を記載し、当期純利益を計算する。

[未処分損益計算]

D 純損益計算の結果を受けて、前期繰越利益等を記載し、当期未処分利益を計算する。

(営業利益)

[営業損益計算の内容]

三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。

[役務業の兼業]

A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。

[売上高の計上基準]

B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。(注6)(注7)

* 昭和29年修正で下記の文言削除。

C 純損益計算は、営業損益計算の結果をうけて純損益を計算する。

49 (新設)

49 (新設)

38 B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売又は役務の給付によつて実現したものに限る。未だ売却済とならない積送品及び試用販売、割賦販売、予約販売等に関する未実現収益は、原則として、当期の収益に算入してはならない。但し、長期の未完成請負工事等については、適正に利益を見積り、これを当期の収益に計上することができる。(注2)(注3)

24 B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売又は役務の給付によつて実現したものに限る。未だ売却済とならない積送品、試用販売、割賦販売、予約販売等に関する未実現収益は、原則として、当期の収益に算入してはならない。但し、長期の未完成請負工事等につき適正に利益を見積り計上することができる。

* 昭和49年修正で下記の文言削除。

[売上原価の表示方法]

- C 売上原価は、売上高に対応する商品等の仕入原価又は製造原価であつて、商業の場合には、期首商品たな卸高に当期商品仕入高を加え、これから期末商品たな卸高を控除する形式で表示し、製造工業の場合には、期首製品たな卸高に当期製品製造原価を加え、これから期末製品たな卸高を控除する形式で表示する。(注8)(注9)(注10)

[売上総利益の表示]

- D 売上総利益は、売上高から売上原価を控除して表示する。
 役務の給付を営業とする場合には、営業収益から役務の費用を控除して総利益を表示する。

[内部利益の除去]

- E 同一企業の各経営部門の間における商品等の移転によつて発生した内部利益は、売上高及び売上原価を算定するに当たつて除去しなければならない。(注11)

[販売費・一般管理費の計上と営業利益の計算]

- F 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これ

- C 売上高は、総額主義の原則に従い、総売上高から売上値引、戻り高等を控除する形式で純売上高を表示する。

* 昭和49年修正で下記の後段文言削除。

当期商品仕入高は、その総仕入高から仕入値引、戻し高等を控除する形式で純仕入高を表示する。

- 24 D 売上原価は、販売した商品の仕入原価又は製造原価であつて、商業の場合には、当期の商品仕入高に期首商品棚卸高を加え、期末商品棚卸高を控除する形式で記載し、製造工業の場合には、当期の製品製造原価に期首製品棚卸高を加え、期末製品棚卸高を控除する形式で表示する。

当期の商品仕入高は、その総仕入高から仕入値引、戻し高等を控除する形式で純仕入高を表示する。

当期の製品製造原価は製造原価要素に細分して記載する。

- 29 E 売上総利益は、純売上高から売上原価を控除して表示する。

役務の給付を営業とする場合には、営業収益から役務の費用を控除して総利益を表示する。

- 24 E 純売上高から売上原価を控除する形式で売上総利益を表示する。

役務の給付を営業とする場合には、営業収益に対する役務の費用を売上原価に準じて計上し総利益を表示する。

- 38 G 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計

を売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。ただし、長期の請負工事については、販売費及び一般管理費を適当な比率で請負工事に配分し、売上原価及び期末たな卸高に算入することができる。

算の区分に記載し、原則として、これを売上原価及び期末棚卸高に算入してはならない。但し、長期の請負工事等については、販売費又は一般管理費を適当な比率で配分して期末仕掛高に計上することができる。

- 24 G 総利益から一般管理費及び販売費を控除して営業利益を表示する。一般管理費及び販売費は、適当な科目に分類して営業損益計算に記載し、原則として、これを売上原価又は期末棚卸高に算入してはならない。特定注文工事の期末仕掛高に一般管理費及び販売費を適当な比率で配分した場合には、この金額を一般管理費及び販売費から除去しなければならない。

(営業外損益)

[営業外収益と営業外費用]

- 四 営業外損益は、受取利息及び割引料、有価証券売却益等の営業外収益と支払利息及び割引料、有価証券売却損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示する。

- 29 四 営業外損益は、受取利息、割引料、有価証券売却益、有価証券評価益等の営業外収益と支払利息、割引料、貸倒償却、有価証券売却損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示する。

- 24 四 受取利息、受取割引料、有価証券売却買益等の営業外収益と支払利息、支払割引料、貸倒金償却、有価証券売却買損等の営業外費用とを区分して記載する。

(経常利益)

[経常利益の計算]

- 五 経常利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから営業外費用を控除して表示する。

- * 昭和49年修正前は当期業績主義損益計算書が採用されていたため、経常利益が当期純利益として示されていた。

- 38 五 当期純利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから営業外費用を控除して表示する。

(特別損益)

[特別利益と特別損失]

- 六 特別損益は、前期損益修正益、固定資産売却益等の特別利益と前期損益修正損、固定資産売却損、災害による

- * 昭和49年修正後は包括主義損益計算書が採用されたため、以下の事項が新設追加された。修正前に示されていた利益剰

損失等の特別損失とに区分して表示する。(注12)

(税引前当期純利益)

[税引前当期純利益の計算]

七 税引前当期純利益は、経常利益に特別利益を加え、これから特別損失を控除して表示する。

(当期純利益)

[税引後当期純利益の計算]

八 当期純利益は、税引前当期純利益から当期の負担に属する法人税額、住民税額等を控除して表示する。(注13)

(当期末処分利益)

[当期末処分利益の計算]

九 当期末処分利益は、当期純利益に前期繰越利益、一定の目的のために設定した積立金のその目的に従った取崩額、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金の積立額等を加減して表示する。

第三 貸借対照表原則

(貸借対照表の本質)

[貸借対照表の記載内容]

一 貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。(注1)

[資産・負債・資本の記載の基準]

A 資産、負債及び資本は、適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。

余金計算書に関する事項は《参考1》(21頁)に掲記している。

49 (新設)

49 (新設)

49 (新設)

38 一 貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、一定の時に保有するすべての資産、負債及び資本を適当な区分、配列、分類の基準及び適当な評価の基準に従って記載しなければならない。

24 一 貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、一定のときに保有するすべての資産及び負債の金額を適当な区分、配列、分類、評価基準に従って記載し、且つ資本の金額と構成とを表示しなければならない。

38 A 貸借対照表は、原則として、企業の所有するすべての資産及び企業の負担するすべての負債を、株主、債権者その他の利害関係者に正しく表示するものでなければならない。

正規の簿記の原則に従って処理された場合生じた簿外資産は、貸

[総額主義の原則]

B 資産、負債及び資本は、総額によつて記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによつて、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

[注記事項]

C 受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。

[繰延資産の計上]

D 将来の期間に影響する特定の費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。(注15)

借対照表の記載外におくことができる。(注11)

24 A 貸借対照表は、原則として、企業の所有するすべての資産及び企業の負担するすべての負債を、株主、債権者その他の利害関係者に正しく表示するものでなければならない。

正規の簿記の原則及び減価償却方法に従つて処理された場合生じた簿外資産は、貸借対照表の記載外におくことができる。

24 B 資産、負債及び資本は、総額により記載することを原則とし、資産と負債又は資本とを相殺することによりこれを貸借対照表から除去してはならない。

49 C 資産の評価の基準、固定資産の減価償却の方法、受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産等企業の財政状態を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。

38 C 特定の資産を債務の担保に供したときには、その旨を貸借対照表に付記しなければならない。

24 C 特定の資産を債務の担保に供したときは、その旨を貸借対照表脚注又は明細表に記載しなければならない。

差入有価証券は、貸借対照表に有価証券と区別して記載しなければならない。

29 D 将来の期間に影響する営業経費並びに当期純利益又は剰余金の処分によつて処理することのできない巨額の臨時的損失は、企業の堅実性を害しない限り、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記

[資産と負債・資本の平均]

E 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本の合計金額に一致しなければならない。

(貸借対照表の区分)

[貸借対照表の区分]

二 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

(貸借対照表の配列)

[項目の配列の方法]

三 資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。

(貸借対照表科目の分類)

[科目の分類原則]

四 資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従つて明瞭に分類しなければならない。

載することができる。(注12) (注13)

24 D 将来の期間に影響する営業経費及び前払費用並びに当期純利益又は剰余金の処分によつて処理することのできない巨額の臨時的損失は、企業の堅実性を害しない限り、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。

38 二 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延勘定に、負債の部を流動負債及び固定負債に、資本の部を資本金及び剰余金に区分しなければならない。

24 二 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の区分を流動資産、固定資産及び繰延勘定に、負債の区分を流動負債及び固定負債に、資本の区分を資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分しなければならない。

38 三 貸借対照表に記載される資産及び負債の項目の配列は、流動性配列法によるものとする。

38 四 貸借対照表に記載する資産、負債及び資本の各科目は、明瞭性、継続性、比較性を保つよう分類しなければならない。

24 四 貸借対照表に記載する資産、負債及び資本の各科目は、比較性、明瞭性、継続性を保つよう分類しなければならない。

(一) 資産

[資産の分類及び科目名称]

資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。(注16)

[流動資産の内容と表示]

A 現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によつて生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が1年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。

前払費用で1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。

受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は、取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権とに区別して表示しなければならない。

[固定資産の分類及び内容]

B 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。

建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。

営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。

子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

38 (一) 資産

資産は、一定の基準に従つて、流動資産に属する資産と固定資産に属する資産とに区別しなければならない。会計帳簿に仮払金、未決算等の勘定を設けた場合においても、これを貸借対照表に記載するにはこれらの科目をもつてせず、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。(注13)

38 A 現金預金、市場性ある有価証券及び商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の棚卸資産並びに受取手形、売掛金その他期限が1年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。(注18)

受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は、取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権とに区別し、その他の債権のうち株主、役員、従業員に対するものと関係会社に対するものとは、特定の科目を設けて明瞭に区別して表示しなければならない。

受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金は、それぞれ受取手形及び売掛金から控除する形式で、これを記載する。

* 昭和57年修正前は減価償却累計額が減価償却引当金とされていた。

38 B 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資に区分しなければならない。

建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。

営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。

〔減価償却累計額の表示〕

有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。(注17)

〔無形固定資産の表示〕

無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する。

〔繰延資産の内容と表示〕

C 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息は、繰延資産に属するものとする。これらの資産については、償却額を控除した未償却残高を記載する。(注15)

〔貸倒引当金の表示〕

D 受取手形、売掛金その他の債権に対する貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得価額から控除する形式で記載する。(注17)
(注18)

〔役員・親会社・子会社に対する債権〕

債権のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。

(二) 負債

〔負債の分類及び科目名称〕

負債は、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。(注16)

関係会社有価証券、出資金、長期貸付金等は、投資に属するものとする。

有形固定資産に対する減価償却は、一定の償却方法によって耐用期間の全期間にわたって行い、減価償却額は、減価償却引当金としてその累計額を固定資産取得原価から控除する形式で記載する。

有形固定資産を除却した固定資産の取得原価とその減価償却引当金とを固定資産の区分から除去しなければならない。

無形固定資産は、一定の償却方法によって償却し、その未償却残高を記載するものとする。

57 一部修正

49 一部修正

38 一部修正

* 修正前関連文言は《参考2》(22頁)に収録。

49 (新設)

38 負債は、一定の基準に従って、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。会計帳簿に仮受金、未決算等の勘定を設けた場合においても、これを貸借対照表に記載するにはこれらの科目をもつてせず、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。(注13)

期限経過の債務は、その旨を付記し

[流動負債の内容]

A 取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。

支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。

引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする。(注18)

[固定負債の内容]

B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。

引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常1年をこえて使用される見込のものは、固定負債に属するものとする。(注18)

[役員・親会社・子会社に対する債務]

C 債務のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。

③ 資本

[資本金と資本剰余金の区別]

資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。(注19)

[資本金の記載]

A 資本金の区分には、法定資本の額を記載する。発行済株式の数は普通株、優先株等の種類別に注記するものとする。

なければならない。

57 一部修正

49 一部修正

38 一部修正

29 一部修正

* 修正前関連文言は《参考3》(23頁)に収録。

57 一部修正

49 一部修正

38 一部修正

29 一部修正

* 修正前関連文言は《参考4》(23頁)に収録。

49 (新設)

38 A 資本金は、発行済資本金を普通株、優先株等の種類に区別して記載しなければならない。会社が発行する株式の総数及び発行済株式の数は、これを資本金の区分に付記しなければならない。

29 A 資本金は、発行済資本金を普通株、優先株等の種類並びに額面、無額面の別に従って記載しなければならない。会社が発行する株式の総数、未発行株式の数及び発行済株式の数は、これを資本金の区分に付記しなければならない。

24 A 資本金の区分は、資本金(授權株)、未発行資本金、発行資本金

[剰余金の分類とその内容]

B 剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載しなければならない。

株式払込剰余金、減資差益及び合併差益は、資本準備金として表示する。

その他の剰余金の区分には、任意積立金及び当期末処分利益を記載する。

[新株式払込金等の表示]

C 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金は、資本金の区分の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。

[資本準備金等に準ずるものの表示]

D 法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。

(資産の貸借対照表価額)

[資産の評価原則]

五 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

[費用配分の原則]

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によつて、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によつて、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によつて、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。(注20)

を表示し、それぞれ普通株、優先株、無額面株等株式の種類と金額を記載しなければならない。無額面株の資本金額は、払込剰余金を控除した金額で記載する。

(註) 株式会社資本金制度中無額面株式等の制度については、本報告は未だ充分検討を加えていない。

57 一部修正

49 一部修正

38 一部修正

29 一部修正

* 修正前関連文言は《参考5》(24頁)に収録。

49 (新設)

49 (新設)

38 五 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。取得原価以外の評価基準によつて資産を評価した場合には、その評価基準を貸借対照表脚注に記載するものとする。

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によつて、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、その取得原価を当該固定資産の耐用期間にわたり、一定の減価償却方法によつて各事業年度に配分し、無形固定資産及び繰延資産は、有償取得の対価を一定の償却方法によつて

[たな卸資産の評価]

A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもつて貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもつて貸借対照表価額としなければならない。(注9) (注10) (注21)

[低価基準の適用]

たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。(注10)

[有価証券の評価]

B 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもつて貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもつて貸借対照表価額としなければならない。取引所の相場のない有価証券のうち株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をしなければならない。(注22)

[低価基準の適用]

取引所の相場のある有価証券で子会社の株式以外のものの貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。

[債権の評価]

C 受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。(注23)

[有形固定資産の評価]

D 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもつて貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資

各事業年度に配分しなければならない。

49 一部修正

38 一部修正

29 一部修正

* 修正前関連文言は《参考6》(24頁)に収録。

38 B 市場性ある有価証券で一時的所有のものは、原則として、取得原価で記載する。但し、有価証券の市場価格がいちじるしく下落し回復可能でないと認められるときは、時価まで価額を引き下げなければならない。

市場性ある有価証券で一時的所有のものの時価が取得原価よりも下落した場合は時価によつて評価する方法を採用することができる。(注18)

29 B 市場性ある有価証券で一時的所有のものは、原則として、時価によつて評価する。但し、市場の状況等を勘案し、適当な減価を考慮して評価することができる。

38 C 売掛金及び受取手形の価額は、債権額から正常の貸倒見積高を控除した金額による。

49 一部修正

38 一部修正

29 一部修正

* 修正前関連文言は《参考7》(25頁)に

産の引取費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもつて取得原価とする。(注24)

償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

【無形固定資産の評価】

E 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもつて貸借対照表価額とする。(注25)

【無償取得資産の評価】

F 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。(注24)

収録。

38 E 無形固定資産は、有償取得の場合に限り、その対価をもつて取得原価とする。

38 F 投資は、原則として、取得原価で記載する。(注17)

29 F 投資は、市場価格の変動にかかわらず、原則として、取得価額又は投資価値で記載する。(注18)

【参考】 修正経過の補足資料

《参考1》 次に掲記するのは、12頁の修正関連文言である。

【利益剰余金計算書】

38 (利益剰余金)

六 利益剰余金は、利益の留保額からなる剰余金であつて、利益以外の源泉から生ずる資本剰余金と区別されなければならない。(注7)

正当な理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接又は間接に振り替えてはならない。(注8)

利益剰余金をもつて欠損を填補し得ないときには、資本剰余金をもつて填補することができる。(注9)

29 六 剰余金は、利益の留保額から成る利益剰余金と利益以外の源泉から生ずる剰余から成る資本剰余金とに区別しなければならない。(注6)

正当な理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接又は間接に振り替えてはならない。(注7)

利益剰余金をもつて欠損を填補し得ない

ときには、資本剰余金をもつてその填補に充てることができる。この場合には、これを剰余金計算書及び貸借対照表に明示しなければならない。(注8) (注9)

38 (利益剰余金計算書)

七 利益剰余金計算書は、一会計期間における利益剰余金の変動を記載し、当期末処分利益剰余金を表示しなければならない。但し、損益計算書に利益剰余金計算の区分を設けて記載し、利益剰余金計算書の作成を省略することができる。

利益剰余金の変動を記載するには、左のいずれかの方法による。(注10)

A 前期末処分利益剰余金から前期剰余金処分額を控除して繰越利益剰余金を算定し、これに前期以前の損益計算における修正額、当期の固定資産売却損益等を加減して、繰越利益剰余金期末残高を算定し、これに当期純利益を加えて当期末処分利益剰余金を表示する。

B 繰越利益剰余金に前期以前の損益計算における修正額、当期の固定資産売却損

益等を加減して、繰越利益剰余金期末残高を算定し、これに当期純利益を加えて当期末処分利益剰余金を表示する。この場合、前期末処分利益剰余金及びその処分額の控除に関する計算は、脚注に記載する。

29 (剰余金計算書)

七 剰余金計算書は、利益剰余金計算と資本剰余金計算とに区分し、それぞれの剰余金の変動を記載するものとする。但し、利益剰余金については、その明細を損益計算書に剰余金計算の区分を設けて記載し、資本剰余金については、その明細を貸借対照表に記載することができる。

A 利益剰余金計算の区分は、前期末処分利益剰余金から前期剰余金処分額を控除し、これに前期以前の損益計算における修正額、当期の固定資産売却損益等を加減して、繰越利益剰余金期末残高を算定し、これに当期純利益を加えて当期末処分利益剰余金を表示する。(注10)

B 資本剰余金計算の区分は、株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、固定資産評価差益、減資差益、合併差益等の資本剰余金の前期繰越高に当期増加高を加え、これから当期減少高並びに正当の処理方法による処分額を控除して次期繰越高を表示する。この場合の増減計算は、原則として、剰余金の項目別に行うものとする。

24 (剰余金計算書)

七 剰余金計算書は、利益剰余金計算書と資本剰余金計算書に区分して、それぞれの剰余金の変動を記載するものとする。但し、利益剰余金については、その明細を損益計算書に剰余金計算の区分を設けて記載し、資本剰余金については、その明細を貸借対照表に記載することができる。

A 利益剰余金計算書は、前期末処分利益剰余金から前期剰余金処分額を控除し、これに前期以前の損益計算における過不

足額の修正記入と当期の固定資産の売却損益等を加減して、繰越利益剰余金期末残高を算定し、これに当期の純利益を加えて、当期末処分利益剰余金を表示する。

前期から欠損金繰越された場合には、これを当期の純利益から差引き、当期純損失が発生した場合には繰越利益剰余金期末残高から控除する。

B 資本剰余金計算書は、前期繰越資本剰余金に当期における株式発行差金、資本払込剰余金、減資差益、合併差益、固定資産評価差益等その他の資本剰余金増加高を加え、当期の減資差損、合併差損、固定資産評価損等の資本剰余金の減少高並びに正当の処理方法による処分額を控除して次期繰越資本剰余金を表示する。

この場合の増減計算は、原則として、剰余金の項目別に行うものとする。

38 (剰余金処分計算書)

八 剰余金処分計算書は、当期末処分利益剰余金と利益剰余金処分額とを記載し、次期繰越利益剰余金を表示するものとする。

24 八 剰余金処分計算書には、利益処分案に従い、当期末処分利益剰余金と配当金、賞与金、積立金その他の利益金処分額とを記載し、次期繰越利益剰余金を表示する。

《参考2》 次に掲記するのは、17頁の修正関連文言である。

【繰延資産の内容と表示】

38 C 繰延勘定は、前払費用と繰延資産とに区分し、前払費用は、未経過分を資産の部に記載して繰り延べ次期以降の費用として引き当て、創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費等の繰延資産は、一定の償却方法によつて償却し、その未償却残高を記載する。

前払費用で1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。(注14)

29 C 繰延勘定は、前払費用と繰延資産とに区分し、前払費用は未経過分を資産の部に記

載して繰り延べ次期以降の費用として引き当て、創業費、株式発行費、開発費、試験研究費等の繰延資産は、一定の償却方法によつて償却し、その未償却残高を記載する。

前払費用で1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。(注15)

- 24 C 繰延勘定は、前払費用と繰延資産とに分ち、前払費用は未経過分を資産の部に記載して繰延べ、次期以降の費用として引当て、開発費、試験研究費、創業費、株式発行費等の繰延資産は、一定の償却方法によつて償却し、有形固定資産に準じて貸借対照表に記載する。

前払費用にして1年以内に償却されて費用となるものは、流動資産の区分に記載する。

《参考3》 次に掲記するのは、18頁の修正関連文言である。

【流動負債の内容】

- 49 A 取引先との通常の商取引によつて生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。

支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。

負債性引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金のように、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする。(注18)

- 38 A 支払手形、買掛金、未払金、未払費用その他期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。(注15)

支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別し、その他の債務のうち株主、役員、従業員に対するものと関係会社に対するものとは、特定の科目を設けて明瞭に区別して表示しなければな

らない。関係会社からの債務は、買掛金とその他の債務とに区別して記載する。

納税引当金、修繕引当金等は、流動負債に属するものとする。(注16)

前受収益は、流動負債に属するものとする。

- 29 A (前段文言省略)
納税引当金、修繕引当金、湯水準備金等は、流動負債に属するものとする。(注17)
前受収益は、流動負債に属するものとする。

- 24 A (前段文言省略)
納税引当金、修繕引当金等を設けたときは、流動負債の部に記載する。
前受収益は、流動負債の部に記載しなければならない。

《参考4》 次に掲記するのは、18頁の修正関連文言である。

【固定負債の内容】

- 49 B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。

負債性引当金のうち、退職給与引当金のように、通常1年をこえて使用される見込のものは、固定負債に属するものとする。(注18)

- 38 B 固定負債は、社債、銀行からの長期借入金その他の長期債務に区別し、適当な科目で記載しなければならない。社債は額面で記載し、発行価額との差額は社債発行差金として、貸借対照表に区別して表示しなければならない。

退職給与引当金、特別修繕引当金等は、固定負債に属するものとする。(注16)

- 29 B (前段文言省略)
退職給与引当金、特別修繕引当金等は、固定負債に属するものとする。(注17)
期限経過の長期債務は、その旨を付記しなければならない。

《参考5》次に掲記するのは、19頁の修正関連
文言である。

【剰余金の分類とその内容】

49 B 剰余金は、資本準備金、利益準備金及び
その他の剰余金に区分して記載しなければならない。

株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、減資差益及び合併差益は、資本準備金として表示する。

その他の剰余金の区分には、任意積立金及び当期末処分利益を記載する。

38 B 剰余金は、一定の基準に従つて、資本剰余金と利益剰余金とに区別しなければならない。（注7）

資本剰余金は、株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差金、再評価積立金等に区別して表示しなければならない。

利益剰余金は、利益準備金、任意積立金及び当期末処分利益剰余金に区別して表示する。

当期末処分利益剰余金は、繰越利益剰余金期末残高と当期純利益とに区別して記載しなければならない。

C 貸借対照表上の欠損金は、利益剰余金から控除する形式で記載する。

利益剰余金が存在しない場合又は欠損金が利益剰余金の額をこえる場合には、欠損金は資本の合計から控除する形式で記載する。

29 B 剰余金は、一定の基準に従つて、資本剰余金と利益剰余金とに区別しなければならない。（注6）

資本剰余金は、株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、固定資産評価差益、減資差益、合併差益、再評価積立金、国庫補助金（建設助成金）、工事負担金、保険差益等に区別して表示しなければならない。

（後段文言省略）

24 B 剰余金は、利益剰余金と資本剰余金とに

区分する。

資本剰余金は、株式発行割増金、無額面株式払込剰余金その他の資本剰余金に区別して表示する。株式発行割増金、払込剰余金を法定準備金に繰り入れたときは、この法定準備金は、利益留保による法定準備金と区別して資本剰余金の区分に計上する。

利益剰余金は、法定準備金、別途積立金、当期末処分利益剰余金に区別して表示する。

繰越利益剰余金期末残高及び当期純利益（又は当期純損失）は、当期末処分利益剰余金の内訳として別記しなければならない。

《参考6》次に掲記するのは、20頁の修正関連
文言である。

【たな卸資産の評価】

38 A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品その他貯蔵品等の棚卸資産の取得原価は、実際購入原価又は実際製造原価によつて決定するものとする。先入先出法、後入先出法、平均原価法等によつて取得原価を算定することが困難な場合には、基準棚卸法、小売棚卸法等による一定の棚卸評価基準を採用することができる。但し、棚卸資産の市場価格の下落がいちじるしく、かつ回復可能な見込がないと認められるときは、時価まで価額を引き下げなければならない。（注4）（注5）（注7）

商品、製品及び原材料等の棚卸資産については、棚卸資産の時価が取得原価よりも下落した場合に時価によつて評価する方法を採用することができる。（注5）

29 A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、その他貯蔵品等の棚卸資産の取得原価は、実際購入原価又は実際製造原価によつて決定するものとする。先入先出法、後入先出法、平均原価法等によつて取得原価を算定することが困難な場合には、基準棚卸法、小売棚卸法等による一定の棚卸評価基準を採用することができる。（注18）

商品、製品及び原材料等の棚卸資産につ

いては、その時価が取得原価よりも下落した場合には時価によつて評価することができる。(注4)

24 A 商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、その他貯蔵品等の棚卸資産の取得原価は、実際購入原価又は平均購入原価により決定するものとする。買入順法、平均原価法等により取得原価を算定し難い場合には、基準棚卸法、小売棚卸法等による一定の棚卸評価基準を採用することができる。

商品及び原材料については、その時価が取得原価よりも下落した場合には時価により評価することができる。

《参考7》 次に掲記するのは、20頁の修正関連文言である。

【有形固定資産の評価】

38 D 有形固定資産の取得原価は、当該資産の購入価額又は製作価額とする。但し固定資産の取得が株式の発行によつて行なわれた場合には、当該有価証券の発行価額をもつて取得原価とする。

贈与によつて固定資産を取得した場合に

は、公正な評価額による。

償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

29 D 有形固定資産の取得原価は、当該資産の購入価額又は製作価額とする。但し、固定資産の取得が株式又は社債の発行若しくは株式又は社債との交換によつて行われた場合には、当該有価証券の額面価額又は発行価額等をもつて取得原価とする。

贈与によつて固定資産を取得した場合には、公正な評価額による。

償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

24 D 有形固定資産の取得原価は、当該資産の購入価額又は製作価額とする。

但し、固定資産の取得が株式又は社債の発行若しくは株式又は社債との交換によつて行われた場合には、当該有価証券の額面価額をもつて取得原価とする。

贈与によつて固定資産を取得した場合には公正な評価額による。

償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

企業会計原則注解

(昭和29年7月14日)
最終改正昭和57年4月20日

目 次

	頁
注1 重要性の原則の適用について.....	26
注1-2 重要な会計方針の開示について.....	27
注1-3 重要な後発事象の開示について.....	28
注1-4 注記事項の記載方法について.....	28
注2 資本取引と損益取引との区別について.....	28
注3 継続性の原則について.....	28
注4 保守主義の原則について.....	29
注5 経過勘定項目について.....	29
注6 実現主義の適用について.....	31
注7 工事収益について.....	32
注8 製品等の製造原価について.....	33
注9 原価差額の処理について.....	33
注10 たな卸資産の評価損について.....	33
注11 内部利益とその除去の方法について.....	34
注12 特別損益項目について.....	34
注13 法人税等の追徴税額等について.....	34
注14 削 除	
注15 将来の期間に影響する特定の費用について.....	35
注16 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを 区別する基準について.....	35
注17 貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について.....	37
注18 引当金について.....	38
注19 剰余金について.....	39
注20 減価償却の方法について.....	39
注21 たな卸資産の貸借対照表価額について.....	40
注22 社債の貸借対照表価額について.....	41
注23 債権の貸借対照表価額について.....	41
注24 国庫補助金等によつて取得した資産について.....	41
注25 営業権について.....	42

(編集部注)

各修正前に示されていた事項については、42頁以下の【参考】にも掲記している。

【注1】 重要性の原則の適用について (一般原則二、四及び貸借対照表原則一)

企業会計は、定められた会計処理の方法に従つて正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従つた処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

49 【注1】 重要性の原則の適用について (一般原則二、四及び貸借対照表原則一)

(3) 負債性引当金のうち重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。

38 【注11】 簿外資産及び簿外負債について (貸借対照表原則一のAの2項)

貸借対照表完全性の原則によれば、決算日において企業の所有するすべ

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) たな卸資産の取得原価に含められる引取費用、関税、買入事務費、移管費、保管費等の付随費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる。
- (5) 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が1年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産又は固定負債として表示することができる。

【注1-2】 重要な会計方針の開示について（一般原則四及び五）

財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。

会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。

会計方針の例としては、次のようなものがある。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ 固定資産の減価償却方法
- ニ 繰延資産の処理方法
- ホ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

ての資産並びに企業の債務に属するすべての負債は、貸借対照表に記載されなければならないが、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生ずることのある簿外資産は、その例外として認められる。負債については、貸借対照表完全性の原則の例外は認められないから、簿外負債を設ける余地は生じない。

通常、簿外資産が生ずる場合を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等の期中買入高又は期中払出高を費用として処理する会計方法を継続的に採用している場合に生ずる簿外資産
- (2) 総合償却法を採用している場合、特定の資産の帳簿価額が零となった場合に生ずる簿外資産

29 【注11】 簿外資産及び簿外負債について（貸借対照表原則一のAの2項）

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等の期中払出高を費用として処理する会計方法を継続的に採用している場合に生ずる簿外資産

57（新設）

- へ 引当金の計上基準
- ト 費用・収益の計上基準

代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

【注1-3】 重要な後発事象の開示について（一般原則四）

財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。

後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態及び経営成績を理解するための補足情報として有用である。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- イ 火災、出水等による重大な損害の発生
- ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
- ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- ニ 重要な係争事件の発生又は解決
- ホ 主要な取引先の倒産

【注1-4】 注記事項の記載方法について（一般原則四）

重要な会計方針に係る注記事項は、損益計算書及び貸借対照表の次にまとめて記載する。

なお、その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。

【注2】 資本取引と損益取引との区別について（一般原則三）

- (1) 資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。従つて、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない。
- (2) 商法上資本準備金として認められる資本剰余金は限定されている。従つて、資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる。

【注3】 継続性の原則について（一般原則五）

企業会計上継続性が問題とされるのは、1つの会計事

57（新設）

57（新設）

38 【注8】 「正当な理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接又は間接に振り替えてはならない」という意味について

29 【注7】 同上

* 修正前関連文言は《参考1》(42頁)に収録。

49（新設）

実について2つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従つて、いつたん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。

なお、正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを当該財務諸表に注記しなければならない。

【注4】 保守主義の原則について（一般原則六）

企業会計は、予測される将来の危険に備えて、慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならないが、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない。

【注5】 経過勘定項目について（損益計算書原則一のAの2項）

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従つて、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従つて、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となる

49 (新 設)

38 【注14】 前払費用について（貸借対照表原則四の(一)のC）

前払費用は、一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従つてこのような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに経過的に貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。又前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

29 【注15】 前払費用について（貸借対照表原則四の(二)のAの1項）

（文言は昭和38年修正文言とほぼ同じにつき省略）

ものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従つて、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴いすでに当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従つて、このような役務に対する対価は時間の経過に伴いすでに当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

38 【注15】 未払金及び未払費用について（貸借対照表原則四の(二)のAの1項）

未払金は、特定の契約等により既に確定している債務のうち、未だその支払が終らないものをいう。

未払費用は、未払金とは異なり、一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して未だその対価の支払が終らないものをいう。従つて、これに対する対価は、時間の経過に伴い又は役務の受入によつて既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともにその額を貸借対照表の負債の部に流動負債として掲げなければならない。

29 【注16】 未払金及び未払費用について（貸借対照表原則四の(二)のAの1項）

（文言は昭和38年修正文言とほぼ同じにつき省略）

38 【注1】 未収収益について（損益計算書原則一のAの3項）

未収収益とは、既に外部に役務を提供したが、その対価が未収となつている場合又はその対価が確実に成立していない場合における発生収益の見積高をいい、未収収益に含められる取引の範囲は、主として時の経過に伴つて発生する「契約上の収益」（Contractual Revenue）に限られ、商品、製品等の販売に関する取引は除かれる。未収利息、未収地代、未収使用料等はその例である。これらの未収収益は、契約による継続的な

役務の提供に基いて、時の経過とともに決算期末までに会計上発生したものとみなされる収益であつて、商品、製品等の販売による売掛金並びに有価証券、土地、建物等の売却代金の未収額のような未収金とは異なるものである。

かように未収収益は、会計期末において役務の提供が未だ完了していないものであるから、企業会計原則は、未収収益の計上に関して慎重な会計処理を尊重する健全な会計慣行を採用し、未収収益を当期の損益計算から除外することを認めたのである。但し、未収収益の回収が確実なものについては、その相当額を貸借対照表の資産の部に計上するとともにこれを当期の発生収益として損益計算書に記載するものとする。

【注6】 実現主義の適用について（損益計算書原則三のB）

委託販売、試用販売、予約販売、割賦販売等特殊な販売契約による売上収益の実現の基準は、次によるものとする。

(1) 委託販売

委託販売については、受託者が委託品を販売した日をもつて売上収益の実現の日とする。従つて、決算手続中に仕切精算書（売上計算書）が到達すること等により決算日までに販売された事実が明らかとなつたものについては、これを当期の売上収益に計上しなければならない。ただし、仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもつて売上収益の実現の日とみなすことができる。

(2) 試用販売

試用販売については、得意先が買取りの意思を表示することによつて売上が実現するのであるから、それまでは、当期の売上高に計上してはならない。

(3) 予約販売

予約販売については、予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分だけを当期の売上高に計上し、残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰延べなければならない。

38 【注2】 積送品、試用販売、割賦販売及び予約販売における収益の実現について（損益計算書原則三のB）

委託販売、試用販売、割賦販売、予約販売等特殊な販売契約による場合当期の損益計算に計上されるべき売上収益の実現の基準は、次によるものとする。

(1) 委託販売積送品については、通常の商品販売の場合と異なり、その売上収益の確認のため単なる販売基準を適用することが困難な場合があるから、委託先から販売済の積送品に関する仕切精算書（売上計算書）が到達した日をもつてその売上収益の実現の日とみなすことができる。

(2) 試用販売（文言省略）

(3) 予約販売（文言省略）

(4) 割賦販売

割賦販売については割賦金の入

(4) 割賦販売

割賦販売については、商品等を引渡しの日をもつて売上収益の実現の日とする。

しかし、割賦販売は通常の販売と異なり、その代金回収の期間が長期にわたり、かつ、分割払であることから代金回収上の危険率が高いので、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別な配慮を要するが、その算定に当たっては、不確実性と煩雑さを伴う場合が多い。従つて、収益の認識を慎重に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもつて売上収益実現の日とすることも認められる。

【注7】 工事収益について（損益計算書原則三のBただし書）

長期の請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる。

(1) 工事進行基準

決算期末に工事進行程度を見積り、適正な工事収益率によつて工事収益の一部を当期の損益計算に計上する。

(2) 工事完成基準

工事が完成し、その引渡しが完了した日に工事収益を計上する。

金の時をもつて売上収益の実現の時とみなし、その期の損益計算に計上する。割賦収益の実現の尺度は、原則として、販売基準ではなくて回収基準とする。割賦販売契約は、通常の販売契約と異なり、その信用期間が比較的長期にわたり、代金の支払が分割払であるとともに代金回収上の危険率も高く、所有権の移転又は取戻しに関する条件も複雑であるから、収益実現の会計上の確認は慎重に行なわれる必要がある。割賦販売の代金のうち決算期末までに未回収の部分は、実現しない収益を含んでいるのであるから、未実現収益は、これを次期以後に繰り延べなければならない。

38 【注3】 工事収益について（損益計算書原則三のB但書）

長期の請負工事に関する収益の計上については、企業は工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる。

(1) 工事進行基準

長期の請負工事契約について、工事完成後に工事収益を計上する通常の方法によるときは、工事進行中途の期間における収益が過少になるきらいがあるので、工事進行基準を選択適用することが認められている。この場合、決算期末に工事進行程度を見積り、適正な工事収益率によつて工事収益の一部を当期の損益計算に計上することができる。

(2) 工事完成基準

工事完成基準を選択適用した場合は、工事が完成し、その引渡しが完了したときの会計期間に工事収益を計上する。これは通常の実現

【注8】 製品等の製造原価について（損益計算書原則三のC）

製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定しなければならない。

【注9】 原価差額の処理について（損益計算書原則三のC及び貸借対照表原則五のAの1項）

原価差額を売上原価に賦課した場合には、損益計算書に売上原価の内訳科目として次の形式で原価差額を記載する。

売上原価			
1	期首製品たな卸高	×××	
2	当期製品製造原価	<u>×××</u>	
	合計	×××	
3	期末製品たな卸高	<u>×××</u>	
	標準（予定）売上原価	×××	
4	原価差額	<u>×××</u>	<u>×××</u>

原価差額をたな卸資産の科目別に配賦した場合には、これを貸借対照表上のたな卸資産の科目別に各資産の価額に含めて記載する。

【注10】 たな卸資産の評価損について（損益計算書原則三のC及び貸借対照表原則五のA）

- (1) 商品、製品、原材料等のたな卸資産に低価基準を適用する場合に生ずる評価損は、原則として、売上原価の内訳科目又は営業外費用として表示しなければならない。
- (2) 時価が取得原価より著しく下落した場合（貸借対照表原則五のA第1項ただし書の場合）の評価損は、原則として、営業外費用又は特別損失として表示しなければならない。
- (3) 品質低下、陳腐化等の原因によつて生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められる場合には、これを営業外費用又は特別損失として表示

主義の基準の適用にほかならない。

49（新設）

38 【注4】 原価差額の処理について（損益計算書原則三のDの1項及び貸借対照表原則五のAの1項）

「原価計算基準」が規定する原価差異の会計処理の方法に従つて原価差額をすべて売上原価に賦課した場合には、損益計算書に売上原価の内訳科目として次の形式で原価差額を記載する。

売上原価			
1	期首製品棚卸高	×××	
2	当期製品製造原価	<u>×××</u>	
	合計	×××	
3	期末製品棚卸高	<u>×××</u>	
	標準売上原価	×××	
4	原価差額	<u>×××</u>	<u>×××</u>

「原価計算基準」が規定する原価差異の会計処理の方法に従つて原価差額を棚卸資産に科目別に配賦した場合には、これを貸借対照表上の棚卸資産の科目別に各資産の価額に含めて計上する。

38 【注5】 低価主義等の評価基準の適用に基く評価損について

29 【注4】 同上

* 修正前関連文言は《参考2》(43頁)に収録。

し、これらの評価損が原価性を有するものと認められる場合には、製造原価、売上原価の内訳科目又は販売費として表示しなければならない。

【注11】 内部利益とその除去の方法について（損益計算書原則三のE）

内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう。従つて、会計単位内部における原材料、半製品等の振替から生ずる振替損益は内部利益ではない。

内部利益の除去は、本支店等の合併損益計算書において売上高から内部売上高を控除し、仕入高（又は売上原価）から内部仕入高（又は内部売上原価）を控除するとともに、期末たな卸高から内部利益の額を控除する方法による。これらの控除に際しては、合理的な見積概算額によることも差支えない。

【注12】 特別損益項目について（損益計算書原則六）

特別損益に属する項目としては次のようなものがある。

(1) 臨時損益

- イ 固定資産売却損益
- ロ 転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益
- ハ 災害による損失

(2) 前期損益修正

- イ 過年度における引当金の過不足修正額
- ロ 過年度における減価償却の過不足修正額
- ハ 過年度におけるたな卸資産評価の訂正額
- ニ 過年度償却済債権の取立額

なお、特別損益に属する項目であつても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。

【注13】 法人税等の追徴税額等について（損益計算書原則八）

法人税等の更正決定等による追徴税額及び還付税額は、税引前当期純利益に加減して表示する。この場合、当期の負担に属する法人税額等とは区別することを原則とするが、重要性の乏しい場合には、当期の負担に属するものに含めて表示することができる。

【注14】 削除

38 【注6】 内部利益とその除去の方法について

29 【注5】 同上

* 修正前関連文言は《参考3》(43頁)に収録。

38 【注10】 前期損益修正その他繰越利益剰余金増減項目について

29 【注10】 前期損益修正項目の例示について

* 修正前関連文言は《参考4》(44頁)に収録。

49 (新設)

* 昭和57年修正で、負債性引当金が引当金に修正された。

49 【注14】 負債性引当金以外の引当金について（損益計算書原則八及び

貸借対照表原則二)

負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によつて認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期利益を表示する。

この場合には、当期の負担に属する法人税額、住民税額等を税引前当期利益から控除して当期利益を表示する。

なお、負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。

【注15】 将来の期間に影響する特定の費用について（貸借対照表原則一のD及び四の(一)のC)

「将来の期間に影響する特定の費用」とは、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたつて発現するものと期待される費用をいう。

これらの費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。

なお、天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失が、その期の純利益又は当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額をもつて負担しえない程度に巨額であつて特に法令をもつて認められた場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することができる。

【注16】 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について（貸借対照表原則四の(一)及び(二)）

受取手形、売掛金、前払金、支払手形、買掛金、前受金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

貸付金、借入金、差入保証金、受入保証金、当該企業の主目的以外の取引によつて発生した未収金、未払金等

38 【注12】 将来の期間に影響する特定の費用について

29 【注12】 将来の期間に影響する営業経費について

【注13】 巨額の臨時的損失の繰延について

* 修正前関連文言は《参考5》(44頁)に収録。

38 【注13】 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する一定の基準について（貸借対照表原則四の(一)及び(二)）

受取手形、売掛金、前払金その他の債権又は支払手形、買掛金、前受金その他の債務のうち、貸借対照表日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年をこえて

の債権及び債務で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年をこえて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。

現金預金は、原則として、流動資産に属するが、預金については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとし、期限が1年をこえて到来するものは、投資その他の資産に属するものとする。

所有有価証券のうち、証券市場において流通するもので、短期的資金運用のために一時的に所有するものは、流動資産に属するものとし、証券市場において流通しないもの若しくは他の企業を支配する等の目的で長期的に所有するものは、投資その他の資産に属するものとする。

前払費用については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとし、1年をこえる期間を経て費用となるものは、投資その他の資産に属するものとする。未収収益は流動資産に属するものとし、未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとし、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

なお、固定資産のうち残存耐用年数が1年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの若しくは余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。

到来するものは、固定資産たる投資又は固定負債に属するものとする。

差入保証金、受入保証金、営業の主要目的以外の売買契約の履行によつて発生した未収入金、未払金等の分類についても前項に準じて処理するものとする。

現金は、原則として、流動資産に属するが、預金については、貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来するものは流動資産に属するものとし、期限が1年をこえて到来する預金等は、投資に属するものとする。

所有有価証券のうち、証券市場において流通するもので、短期的資金運用のために一時的に所有するものは、流動資産に属するものとし、証券市場において流通しないもの若しくは他の企業を支配する目的で長期的に所有するものは、投資に属するものとする。

分割返済の定めのある債権又は債務のうち、契約期間が1年以内のものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、契約期間が1年をこえるものは、投資又は固定負債に属するものとする。但し、一般の慣行上このような区分が不可能であるか若しくは困難である場合には、債権については全部を投資に、債務については全部を流動負債に計上することができる。この場合、できうれば、そのうち1年以内に弁済を受けるべき債権又は1年以内に支払うべき債務の予定額を、適当な方法によつて貸借対照表に付記することが望ましい。

前払費用については、貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものと

し、1年をこえる期間を経て費用となるものは、繰延勘定に属するものとする。未払費用及び前受収益は、すべて流動負債に属するものとする。

棚卸資産及び有形固定資産については、債権債務の場合と異なり、厳密に1年の期間を基準として区分することは困難であり、且つ、必ずしも必要ではないので次のように分類する。

- (1) 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の棚卸資産は、流動資産に属するものとし、企業がその営業目的を達成するために所有し、且つ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。
- (2) 固定資産のうち耐用年数が1年未満となつたものも流動資産とせず固定資産に含ませ、棚卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの若しくは余剰品として長期間にわたつて所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。

38 【注18】 市場性ある有価証券について（貸借対照表原則四のAの2項及び貸借対照表原則五のB）

市場性ある有価証券のうち株式については、取引所の相場のあるものをいう。

49 【注17】 貸倒引当金又は減価償却引当金の控除形式について（貸借対照表原則四の(-)のBの5項及びDの1項）

貸倒引当金又は減価償却引当金は、その債権又は有形固定資産が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。

- (1) 2以上の科目について、貸倒引

【注17】 貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について（貸借対照表原則四の(-)のBの5項及びDの1項）

貸倒引当金又は減価償却累計額は、その債権又は有形固定資産が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。

- (1) 2以上の科目について、貸倒引当金又は減価償却累計額を一括して記載する方法
- (2) 債権又は有形固定資産について、貸倒引当金又は減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金又は減価償却累計額を注記する方法

【注18】 引当金について（貸借対照表原則四の(一)のDの1項、(二)のAの3項及びBの2項）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

当金又は減価償却引当金を一括して記載する方法

- (2) 債権又は有形固定資産について、貸倒引当金又は減価償却引当金を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金又は減価償却引当金を注記する方法

49 【注18】 負債性引当金について（貸借対照表原則四の(二)のAの3項及びBの2項）

将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。

製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金等がこれに該当する。

負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確実に起ると予想されるものであるから、偶発損失についてこれを計上することはできない。

38 【注16】 引当金について（貸借対照表原則四の(二)のAの3項及びBの2項）

引当金には評価勘定に属するものと負債的性質をもつものとの区別があるが、後者については、流動負債に属するものと固定負債に属するものとを区別する必要がある。

- (1) 納税引当金、修繕引当金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込のものは、流動負債に属するものとする。

- (2) 退職給与引当金、船舶等の特別修繕引当金のように相当の長期間を経て実際に支出が行なわれることが予定されているものは、固定負債に属するものとする。

29 【注17】 引当金について（貸借対照表原則四の(二)のAの3項及びBの2項）

（前段文言省略）

- (1) 納税引当金、修繕引当金、渇水準備金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込のものは、流動負債に属するものとする。
- (2)（文言省略）

49 剰余金について

38 剰余金の区分について

29 剰余金とその区分について

* 修正前関連文言は《参考6》(45頁)に収録。

【注19】 剰余金について（貸借対照表原則四の(三)）

会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分を剰余金という。

剰余金は、次のように資本剰余金と利益剰余金とに分れる。

(1) 資本剰余金

株式払込剰余金、減資差益、合併差益等

なお、合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる。

(2) 利益剰余金

利益を源泉とする剰余金

【注20】 減価償却の方法について（貸借対照表原則五の2項）

固定資産の減価償却の方法としては、次のようなものがある。

- (1) 定額法 固定資産の耐用期間中、毎期均等額の減価償却費を計上する方法
- (2) 定率法 固定資産の耐用期間中、毎期期首未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法
- (3) 級数法 固定資産の耐用期間中、毎期一定の額を算術級数的に逡減した減価償却費を計上する方法
- (4) 生産高比例法 固定資産の耐用期間中、毎期当該資産による生産又は用役の提供の度合に比例した減価償却費を計上する方法

この方法は、当該固定資産の総利用可能量が物理的

49（新設）

に確定でき、かつ、減価が主として固定資産の利用に比例して発生するもの、例えば、鉱業用設備、航空機、自動車等について適用することが認められる。

なお、同種の物品が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する費用を収益的支出として処理する方法（取替法）を採用することができる。

【注21】 たな卸資産の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のAの1項）

(1) たな卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法としては、次のようなものが認められる。

イ 個別法 たな卸資産の取得原価を異にするに従い区別して記録し、その個々の実際原価によつて期末たな卸品の価額を算定する方法

ロ 先入先出法 最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末たな卸品は最も新しく取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法

ハ 後入先出法 最も新しく取得されたものから払出しが行われ、期末たな卸品は最も古く取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法

ニ 平均原価法 取得したたな卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によつて期末たな卸品の価額を算定する方法

平均原価は、総平均法又は移動平均法により算出する。

ホ 売価還元原価法 異なる品目の資産を値入率の類似性に従つて適当なグループにまとめ、1グループに属する期末商品の売価合計額に原価率を適用して期末たな卸品の価額を算定する方法

この方法は、取扱品種のきわめて多い小売業及び卸売業におけるたな卸資産の評価に適用される。

(2) 製品等の製造原価については、適正な原価計算基準に従つて、予定価格又は標準原価を適用して算定した原価によることができる。

38 【注17】 資産の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のAの1項及びF）

棚卸資産の取得原価とは、当該資産の購入又は製造のために実際に費した金額をいうが、製造に係る資産の取得原価については、「原価計算基準」に従つて、予定価格又は標準原価を適用して算定された原価をも含むものとする。

原材料ばかりでなく、一般に棚卸資産の棚卸原価の算定のために先入先出法、後入先出法、平均原価法等の棚卸方法を適用することができる。この場合、必要に応じ、棚卸資産の種類によつて異なる棚卸方法を選択適用することができる。たとえば、原材料に先入先出法を適用し、半製品に平均原価法を適用するというような場合はその例である。

（後段文言は38年修正で注22に移記された）

29 【注18】 資産の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のAの1項及びF）

棚卸資産の取得原価とは、当該資産の購入又は製造のために実際に費した金額をいうのであるが、製造に係る資産の取得原価については、原価計算の基準及び一定の原価計算方法に基き、標準価格又は予定価格を適用して算定された原価をも含むものとする。

【注22】 社債の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のBの1項）

所有する社債については、社債金額より低い価額又は高い価額で買入れた場合には、当該価額をもつて貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算し、又は貸借対照表価額から控除することができる。

【注23】 債権の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のC）

債権については、債権金額より低い価額で取得したときその他これに類する場合には、当該価額をもつて貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる。

【注24】 国庫補助金等によつて取得した資産について（貸借対照表原則五のDの1項及びF）

国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。

この場合においては、貸借対照表の表示は、次のいず

（後段文言は38年修正で注22に移記された）

38 【注17】 資産の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のAの1項及びF）

投資有価証券は、原則として、取得原価によつて記載するが、投資株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実価がその取得原価よりもいちじるしく低下した場合には、相当の減額をしなければならない。長期保有の社債については、社債金額より低い価額で買入れた場合には、その差額に相当する額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に増額し、社債金額より高い価額で買入れた場合には、その差額に相当する額を償還期に至るまで每期一定の方法で社債の貸借対照表価額から減額することができる。

29 【注18】 資産の貸借対照表価額について（貸借対照表原則五のAの1項及びF）

投資に属する資産の投資価値とは、額面以下で取得した投資公社債等の実価の増加を反映する価額又は子会社に対する投資株式の実価を反映する価額をいう。

49（新 設）

49（新 設）

れかの方法によるものとする。

- (1) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法
- (2) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記する方法

【注25】 営業権について（貸借対照表原則五のE）

営業権は、有償で譲受け又は合併によつて取得したものに限り貸借対照表に計上し、毎期均等額以上を償却しなければならない。

49（新設）

【参考】 修正経過の補足資料

《参考1》 次に掲記するのは、28頁の修正関連文言である。

49 【注2】 資本取引と損益取引との区別について（一般原則三）

* 昭和57年修正で、株式発行差金が株式払込剰余金に修正された。

38 【注8】 「正当な理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接又は間接に振り替えてはならない。」という意味について（損益計算書原則六の2項）

固定資産の償却不足額を陳腐化を理由として当該固定資産の評価差益（又は再評価積立金）に負担せしめ、又は新株の不正発行による株式引受人の追出資額から必要費用を控除するような会計処理は、正当な理由なしに資本剰余金を間接に利益剰余金に振り替えたこととなる。又資本的支出に充てられた工事負担金を利益剰余金に算入した場合は、正当な理由なしに資本剰余金を直接に利益剰余金に振り替えたことにはかならない。

企業会計原則において認められる「正当な理由」による振替の主な例としては、次のような場合がある。

- (1) 利益剰余金をもつてなお填補することのできない欠損の填補に充てるため資本剰余金を取り崩して使用する場合

- (2) 建設助成金又は工事負担金によつて建設した固定資産が、災害その他の理由で滅失し又は廃棄されたことによつて生じた財産損失を建設助成金又は工事負担金をもつて填補する場合

- (3) 再評価した固定資産の陳腐化による減価を当該資産の評価差益（又は再評価積立金）に負担させる場合

- (4) 資本助成のため贈与された資産に関する評価損を当該贈与剰余金に負担させる場合

29 【注7】 「正当な理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接又は間接に振り替えてはならない。」という意味について（損益計算書原則六の2項）

（前段文言省略）

企業会計原則において認められる「正当な理由」による直接振替又は間接振替の主な例としては、次のような場合がある。

- (1) 直接振替の例

イ 利益剰余金をもつてなお填補することのできない欠損の填補に充てるため資本剰余金を取り崩して使用する場合

ロ 建設助成金又は工事負担金によつて建設した固定資産が、災害その他の理由で滅失し又は廃棄されたことによつて生じた財産損失を建設助成金又は工事負担金

をもつて填補する場合

(2) 間接振替の例

イ 再評価した固定資産の陳腐化による減価を当該資産の評価差益（又は再評価積立金）に負担させる場合

ロ 資本助成のため贈与された資産に関する評価損を当該贈与剰余金に負担させる場合

《参考2》 次に掲記するのは、33頁の修正関連文言である。

38 【注5】 低価主義等の評価基準の適用に基づく評価損について（損益計算書原則三のDの1項及び貸借対照表原則五のA）

商品、製品、原材料等の棚卸資産の棚卸評価については、低価主義の適用が認められているから、評価損の生ずる場合がある。低価主義の適用に基づく評価損と、低価主義以外の理由から生ずる評価損とは、会計上区別し、次のように処理することが望ましい。

(1) 商品、製品等直接に販売することを目的とする棚卸資産に低価主義を適用する場合に生ずる評価損については、損益計算書における期末棚卸高と貸借対照表記載の期末棚卸高とを合致させ、評価損を自動的に売上原価の科目に算入する。

原材料に対する評価損については、売上原価の内訳科目として原材料評価損の科目で記載する。

(2) 貸借対照表原則五のAの第1項但書の場合の評価損については、(1)に準じて処理する。

(3) 棚卸資産に関する品質低下、陳腐化、減耗等の原因によつて生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められる場合には、これを営業外費用として処理する。これらの評価損が原価性を有するものであれば、製造原価、売上原価又は販売費に算入する。

29 【注4】 低価主義等の評価基準の適用に基づく評価損について（損益計算書原則三のDの

1項及び貸借対照表原則五のAの2項）

商品、製品、原材料等の棚卸資産の棚卸評価については、低価主義の適用が認められているから、評価損の生ずる場合がある。低価主義の適用に基づく評価損と、低価主義以外の理由から生ずる評価損とは、会計上区分し、次のように処理することが望ましい。

(1) 商品、製品等直接に販売することを目的とする棚卸資産に対し、低価主義を適用する場合に生ずる評価損については、損益計算書における期末棚卸高と貸借対照表記載の期末棚卸高とを合致させ、評価損を自動的に売上原価の科目に算入する。

原材料に対する評価損については、売上原価の内訳科目として原材料評価損の科目で記載する。

(2) 棚卸資産に関する品質低下、陳腐化、減耗等の原因によつて生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められた場合には、これを営業外費用として処理する。これらの評価損が原価性を有するものであれば、製造原価又は売上原価に算入する。

《参考3》 次に掲記するのは、34頁の修正関連文言である。

38 【注6】 内部利益とその除去の方法について（損益計算書原則三のF）

内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずるものをいう。従つて、会計単位内部における原材料、半製品等の振替から生ずる振替損益は内部利益ではない。

内部利益の除去は、原則として、本支店等の合併損益計算書において売上高から内部売上を控除し、仕入高又は売上原価から内部仕入を控除するとともに、期末棚卸高から内部利益の分を控除する方法による。

この方法によりがたい場合には、本支店等の合併損益計算書において、本支店等相互間

の売上高及び仕入高はそのままとしておき、期末棚卸高から内部利益の分を控除する方法による。

29 【注5】 内部利益とその除去の方法について
(損益計算書原則三のF)

内部利益とは、原則として、本店、支店等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずるものをいう。従つて、会計単位内部における原材料、半製品等の振替から生ずる振替損益は内部利益とはみなされない。

内部利益の除去の方法には次の二つがあり、そのいずれかを選択適用することができる。

- (1) 本支店合併損益計算書によつて本店の売上高から「支店へ売上」を控除し、支店の仕入高又は支店の売上原価から「本店より仕入」を控除するとともに支店の期末棚卸高から内部利益の分を控除する方法
- (2) 本支店合併損益計算書において、本支店間の売上高及び仕入高はそのままとしておき期末棚卸高から内部利益の分を控除する方法

《参考4》 次に掲記するのは、34頁の修正関連文言である。

* 昭和57年修正で、負債性引当金が引当金に修正された。

38 【注10】 前期損益修正その他繰越利益剰余金増減項目について
(損益計算書原則七の2項)

前期損益修正その他繰越利益剰余金増減項目としては次のようなものがある。

- (1) 貸倒引当金、過水準備金、特別修繕引当金等の戻入額
- (2) 過年度における減価償却の過不足修正額
- (3) 過年度における棚卸資産評価の訂正額、価格変動準備金その他棚卸資産準備金の戻入額
- (4) 過年度償却済債権の取立額
- (5) 法人税の更正決定等による追徴税額及び還付税額

前期損益修正は、原則として利益剰余金調整の方法によつて行うが、金額の僅少なものは、毎期経常的に発生するものは、毎期の損益計算書に通常の損益(営業外損益として記載する場合も含む。)として計上することを妨げない。

過年度の売上に対する戻り高及び値引又は割引等はその例である。

29 【注10】 前期損益修正項目の例示について
(損益計算書原則七のA)

前期損益修正は、原則として、利益剰余金調整の方法によつて行うことになっているが、金額の僅少なものは、毎期経常的に発生するものは、毎期の損益計算書に通常の損益(営業外損益として記載する場合も含む。)として計上することを妨げない。過年度の売上に対する戻り高及び値引又は割引等は、その例である。前期損益修正項目としては次のようなものがある。

- (1) 貸倒引当金又は貸倒準備金、過水準備金、特別修繕引当金等の戻入額
- (2) 過年度における減価償却の過不足修正額
- (3) 過年度における棚卸資産評価の訂正額、価格変動準備金その他棚卸資産準備金の戻入額
- (4) 過年度償却済債権の取立額
- (5) 法人税の更正決定等による追徴税額及び還付税額

《参考5》 次に掲記するのは、35頁の修正関連文言である。

38 【注12】 将来の期間に影響する特定の費用について
(貸借対照表原則一のD)

「将来の期間に影響する特定の費用」とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来に発現するものと期待される費用をいう。たとえば、開発費、広告宣伝費などで、その効果が次期以後の数期間に及ぶものは、これを数期間に配分するため、経過的に貸借対照表上の資産として計

上することができる。
(後段文言省略)

29 【注12】 将来の期間に影響する営業経費について (貸借対照表原則一のD)

「将来の期間に影響する営業経費」とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受け取つたにもかかわらず、その効果が将来に発現するものと期待される営業経費をいう。たとえば開発費、広告宣伝費などでその支払がある会計期間に行われたとしてもその効果が次期以後の数期間に及ぶ営業経費は、これを費用として数期間に配分するため、経過的に貸借対照表上の資産として計上することができる。

29 【注13】 巨額の臨時的損失の繰延について (貸借対照表原則一のD)

天災、戦災などの災害により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失すなわち資本的損失が、その期の純利益又は当期末処分利益剰余金から当期の処分予定額を控除した金額をもつて負担しえない程度に巨額である場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することを認める必要がある。

臨時巨額の損失の繰延経理を認める条件は次のとおりである。

- イ 資本的損失が当期末処分利益剰余金から当期の処分予定額を控除した金額で填補しえない額であること
- ロ 一定年間に利益剰余金をもつて償却すること

《参考6》 次に掲記するのは、39頁の修正関連文言である。

49 【注19】 剰余金について (貸借対照表原則四の㉓)

(前段文言省略)

(1) 資本剰余金

株式発行差金 (額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益等
なお、合併差益のうち消滅した会社の利

益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる。

38 【注7】 剰余金とその区分について (損益計算書原則六の1項及び貸借対照表原則四の㉓のBの1項)

剰余金とは、会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分をいう。

剰余金は、次のように資本剰余金と利益剰余金とに区別する。

(1) 資本剰余金

株式発行差金 (額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金、会社更生及び整理等に基づき生じた固定資産評価差益、資本的支出に充てられた国庫補助金 (建設助成金) 及び工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益等の資本取引によつて生ずる剰余金

商法第288条ノ2の第1項第5号の合併差益のうち、同条第2項によつて利益準備金等に組入れたものについては、資本剰余金から除外するものとする。

29 【注6】 剰余金とその区分について (損益計算書原則六の1項及び貸借対照表原則四の㉓のBの1項)

剰余金とは、会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分をいう。

剰余金は、次のように資本剰余金と利益剰余金とに区別する。

(1) 資本剰余金

株式発行差金 (額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、合併差益、資本的支出に充てられた国庫補助金 (建設助成金) 及び工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、減資差益、固定資産評価差益、再評価積立金、貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益並びに自己株式の処分等の資本取引によつて生ずる剰余金

* 下記の注記関連文言は昭和49年修正で削除された。

- 38 【注9】 資本剰余金及び利益準備金で欠損を填補する場合の取崩しの順位並びにこの場合における財務諸表記載の方法について（損益計算書原則六の3項）
- 欠損填補のための資本剰余金及び利益準備金の使用は、次の順位による。
- (1) (3)及び(4)以外の資本剰余金
 - (2) 利益準備金
 - (3) 固定資産評価差益（再評価積立金を含む。）、合併差益及び減資差益を財源とする資本剰余金
 - (4) 株式発行差金（額面超過金）及び無額面株式の払込剰余金を財源とする資本剰余金
- 資本剰余金を欠損填補に充てた場合には、その処分額は、資本剰余金の項目別に資本剰余金計算書に記載し、貸借対照表には各項目別の期末残高を記載すればよい。但し、この場合には欠損填補のため資本剰余金を使用した旨を脚注その他適当な方法で貸借対照表に付記しなければならない。利益準備金をもつて欠損を填補した場合もこれに準ずる。
- 29 【注8】 資本剰余金で欠損を填補する場合の取崩しの順位について（損益計算書原則六の3項）
- 欠損填補のための資本剰余金の使用は、次の順位による。
- (1) その他の資本剰余金
 - (2) 固定資産評価差益（再評価積立金を含む。）、合併差益及び減資差益を財源とする資本剰余金
 - (3) 株式発行差金（額面超過金）及び無額面株式の払込剰余金を財源とする資本剰余金
- 29 【注9】 資本剰余金で欠損を填補した場合における財務諸表記載の方法について（損益計算書原則六の3項）
- 資本剰余金を欠損填補に充てた場合には、その処分額は、原則として、資本剰余金の項目別に剰余金計算書に記載し、貸借対照表には各項目別の期末残高を記載すればよい。但し、この場合、欠損填補のため資本剰余金を使用した旨を脚注その他適当な方法で貸借対照表に付記しなければならない。